

2.3 都道府県、市町村独自の取組

1) 制度の有無

先進的な地方公共団体の取組を踏まえ、以下に示す内容について、制度の有無及び内容について調査した。

- ・犯罪被害者等（民間団体は除く）へ見舞金等を支給する制度
- ・犯罪被害者遺児（交通遺児のみを対象とするものを除く）へ奨学金等を支給する制度
- ・被害者参加制度に参加した被害者等の旅費を支給する制度
- ・公営住宅・借り上げ住宅の入居において、犯罪被害者等に特別の配慮をする制度
(DV被害のみを対象とするものを除く)
- ・犯罪被害者等（DV被害者のみを対象とするものを除く）に対して転居費用や家賃を補助する制度
- ・犯罪被害者等に対する家事支援・育児支援制度（犯罪被害者等を優遇した制度に限る）

制度の有無の状況については下記表のとおりであり、導入状況の詳細については資料編3～8のとおりである。

各種支援制度の導入状況(表)

	都道府県(47)	政令指定市(18)	市町村(1780)	合計(1845)
見舞金等	0	0	43	43
	0.0%	0.0%	2.4%	2.3%
奨学金等	1	0	0	1
	2.1%	0.0%	0.0%	0.1%
旅費支給	0	0	1	1
	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
公営住宅・借上げ住宅入居への配慮(※)	36	5	45	86
	78.3%	27.8%	3.3%	6.0%
転居費用や家賃補助	1	0	2	3
	2.1%	0.0%	0.1%	0.2%
家事支援・育児支援	0	0	8	8
	0.0%	0.0%	0.4%	0.4%

※公営住宅優遇の割合は、公営住宅・借上げ住宅の制度がないと回答した 都道府県 1、市町村 406 を除く、46 都道府県、18 政令市、1374 市町村に占める割合である。

2) 制度の内容

①見舞金制度の内容

支給対象は、犯罪により死亡した者の遺族又は犯罪により傷害を負った者となっており、傷害については、全治1か月以上を対象とする例がほとんどである。支給額は、最低額は5万円、最高額は50万円であり、最多は30万円であった。傷害については、最高額は20万円であり、全治日数や入院日数で支給金額に差を設ける例がある。

なお、国においては、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）」に基づき、死亡又は傷害を負った者等へ経済的給付を行う制度（犯罪被害給付制度）があるが、同制度の理念は、不法行為制度の補完（加害者側に資力がないなど、事実上損害賠償制度で救済されないことが多いという実情）、補償制度間における救済上の不均衡の是正（労災保険制度等様々な補償制度が法制化された一方で、犯罪被害者を救済する制度の不存在）、刑事政策上の不均衡の是正（加害者の処遇が図られている反面、被害者に対する救済の不存在）であり、地方公共団体における見舞金等の制度とは趣旨が異なっている。

②奨学金制度の内容

犯罪被害遺児に対する激励金制度は、岐阜県のみで導入されている。犯罪被害により、生計をともにしていた父母等を亡くした、県内在住の乳幼児から高校生に対し、毎年5月5日の「子どもの日」に合わせて、激励金の支給を行うものである（国の犯罪被害給付制度で、遺族給付金の支給裁定又は仮給付の支給決定を受けていることが必要である。）。

激励金の額は、乳幼児及び小学生は1人当たり1万5千円、中学生は1人当たり2万円、高校生は1人当たり2万5千円である。なお、岐阜県では、交通遺児に対しても同様の制度を設けている。

③旅費支給の内容

被害者参加制度を利用する被害者に対する旅費の支給は、大阪府摂津市のみで導入されている。裁判所から刑事裁判への参加を許可された者（被害者参加人）を対象に、公判期日に出席するに要する往復の費用について、3万円を上限として、実費を補助するものである。

※ 刑事裁判は、犯罪地又は被告人の住所、居所若しくは現在地を管轄する裁判所で行われるため、犯罪被害者や被害者の家族の住所地から遠隔地の裁判所で裁判が行われることがある。

④公営住宅入居での犯罪被害者等に配慮をする制度の内容

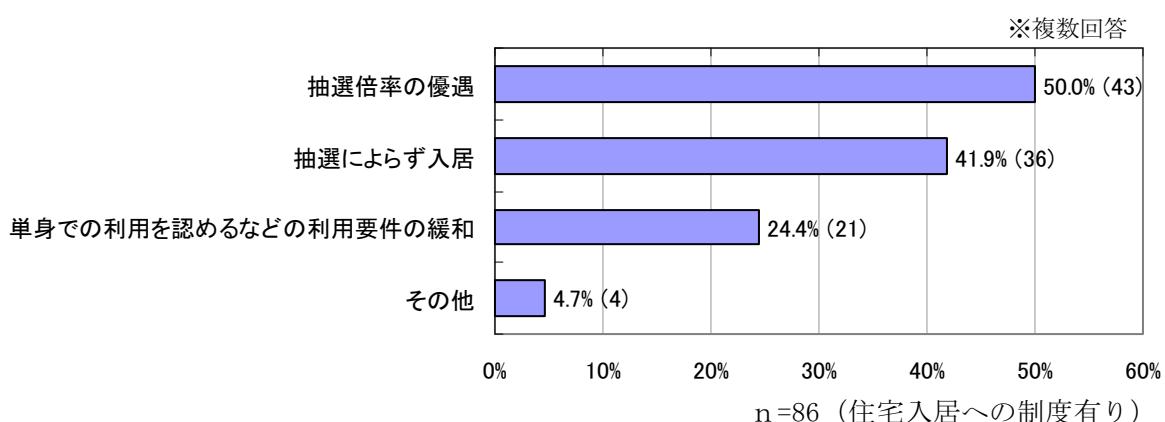
公営住宅については、公営住宅法により入居資格や選考方法についての基準が定められている（ただし、国の補助を受けない公営住宅については、同法の適用はない。）が、同法には犯罪被害者の取扱いを定める規定は設けられておらず、国土交通省が策定したガイドラインにより、①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者又は②現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者を対象として優先入居の取扱いを行うことが可能であることが示されている。

しかしながら、実際に優先入居の取扱いを可能とするかどうかの判断は、地方公共団体が行うため、公営住宅・借上げ住宅の制度がありながら、犯罪被害者等への配慮を行う制度を設けている地方公共団体は、6.0%にとどまっている。

「公営住宅・借上げ住宅の入居において、犯罪被害者等に特別の配慮をする制度」がある場合の優遇の内容について、「当選倍率の優遇」が50.0%を占めている。

「その他」には、一時使用に供する県営住宅の常時確保等がある。

公営住宅入居での犯罪被害者等に配慮をする制度の内容（グラフ）



⑤転居費用や家賃の補助

転居費用や家賃の補助の制度は、東京都、大阪府摂津市、東京都杉並区、（ただし、杉並区は、補助ではなく、徴収免除）で導入されている。

大阪府摂津市における制度は、生活保護の住宅扶助基準以内で、賃貸借契約日から6カ月以内、敷金等を20万円を限度で補助するものである。

東京都は、自宅が犯行現場となった場合に一時的にホテル等を借り上げて提供するものであり、上限は6泊7日で1泊1万1千円までとなっている。

なお、東京都のような、緊急の場合に一時的に避難するための宿泊場所を公費で負担する制度（被害直後に、ホテルやウィークリーマンションへ1週間程度滞在することを想定しているもの）については、警察庁が都道府県警察への補助金措置を講じており、知事部

局ではなく、警察で運用されているのが通例である（本調査においては、警察における制度は調査の対象外である。）。

⑥家事支援・育児支援

家事支援・育児支援は、8市町村が対応しており、ホームヘルパー等の派遣などが行われている。所得により、利用料金の一部負担を求める例もある。

3) 各団体が独自に実施している（予定を含む）犯罪被害者等支援に関する事業

医療費・生活資金等の貸付制度、臨床心理士等によるカウンセリング、弁護士による法律相談等について実施（予定を含む）の有無を尋ねたところ、都道府県では「臨床心理士等によるカウンセリング」の実施が12.8%を占めている。次いで医療費・生活資金等の貸付制度が4.3%である。

その他の犯罪被害者等支援に関する事業としては、犯罪被害者等給付金支給申請に係る住民票の写し等の請求に係る手数料減免や保健師等による心のケアなどがあった。

独自に実施している犯罪被害者等支援に関する事業（表）

	都道府県(47)	政令指定市(18)	市町村(1780)	合計(1845)
医療費・生活資金等の貸付制度	2	0	12	14
	4.3%	0.0%	0.7%	0.8%
臨床心理士等によるカウンセリング	6	0	2	8
	12.8%	0.0%	0.1%	0.4%
弁護士による法律相談 (県民向け一般の法律相談制度を除く)	3	0	38	41
	6.4%	0.0%	2.1%	2.2%
その他	6	0	46	52
	12.8%	0.0%	2.6%	2.8%